

令和5年度第2回愛媛県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年12月8日（金） 愛媛県林業会館3階大ホール	
出席委員氏名	委員長 松村 暢彦 (愛媛大学社会共創学部教授) 委員 柴田 好則 (松山大学経営学部准教授) 委員 丹下 真由美 (税理士) 委員 森 貴弘 (公認会計士) 委員 渡部 麻紀 (株式会社愛媛銀行砥部支店長)	
審議対象期間	令和5年4月1日 ～ 令和5年7月31日	
抽出事案	総件数 7 件	(備考) 抽出の考え方(抽出担当委員) ・入札・契約方式別、部局別、地域別を基本に抽出。
入札後審査型一般競争入札	4 件	
指名競争入札	3 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【県発注工事に係る入札及び契約手続の運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>【抽出工事に関する説明及び審議】</p> <p>○入札後審査型一般競争入札</p> <p>1. 建第3号の1 子ども療育センター児童・思春期病棟新築外工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価項目の「施工上配慮すべき事項」は個々の案件ごとに定めているのか。また、子ども療育センターという特殊な建築物に対して、特段配慮すべき項目を設定しているのか。 <p>2. (補) 復第1-1号 栗山復旧治山工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低い要因は。 <ul style="list-style-type: none"> ・同斜面の既設アンカー工は本案件と同一業者による施工か。また、同一業者である場合、効率的な施工をしたことで落札率が低くなったのではないか。 <p>3. 復第12号 竜泉復旧治山工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者数が2者と少ない要因は。 <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が高い要因は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「施工上配慮すべき事項」は建築物の構造等によって異なるため、案件ごとに設定している。また、子ども療育センターの計画に際して、配慮すべき項目については設計段階で反映していることから、今回は工事実施にあたって重要となる項目について、「配慮すべき事項」として設定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に四国中央森林林業振興班が発注した工事の平均落札率は、全体が12件で94.9%、そのうち入札後審査型一般競争入札は7件あり95.6%であった。本案件については、現場条件などから、特に競争性が高まったものと推測される。 <ul style="list-style-type: none"> ・既設工事と同一業者による施工であるが、効率的な施工が可能であったとは考えていない。適切に競争原理が働いた結果、落札率が低くなったと推測される。 <ul style="list-style-type: none"> ・現場が高知県境に近い山間部であることから、比較的現場に近い2者から応札があった。他の業者については、現場の作業ヤードが狭いこと、手持ち工事量等の理由から、応札を控えたものと推測される。 <ul style="list-style-type: none"> ・現場が高知県境に隣接した山間部で、アクセスに時間がかかること、作業ヤードが非常に狭く作業効率が悪いことなどの現場条件を踏まえて、業者が利益率を見込んだ結果と推測される。

意見・質問	回 答
<p>4. 松水第5-1号 松山・松前地区工業用水道事業原水及び配水流量計改良工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低価格入札により無効となった要因は。 ・応札業者の格付け等級の状況は。 <p>○指名競争入札</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費が設計金額より安く見積もられていたため、低価格入札になったと推測される。なお、当該業者からは施工体制確認に係る調査に対応できない旨及び低入札価格調査に対応できない旨の申し出があったため、入札を無効とした。 ・応札のあった4者のうち、低価格入札により無効となった業者及び落札業者を含む3者がA等級、残る1者がB等級である。
<p>5. 老砂第1号の2 (二) 西谷川水系 (砂) 西谷川 通常砂防工事 (受注者希望型ICTモデル工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名業者の選定において、現場に近い旧伊予三島地区の業者に限定した理由は。 ・出水期を外して発注をすることで、競争性を高めることはできなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川内の堆砂除去が出水期と重なることや、下流に人家等があり強雨などの際には緊急の対応が必要であることを考慮し、隣接する旧川之江地区及び旧土居地区のB・C等級業者であっても現場までの距離が離れているため、施工地に近い旧伊予三島地区の業者を選定した。 ・砂防堰堤の上流に土砂が大量に堆積しており、これらが一気に流出して下流の人家に危険が及ぶ危険性があるため、早期の対応が必要と考え、出水期かどうかに関わらず発注を行った。
<p>6. 南補道防減第501号の3 (一) 中浦西海線道路防災・減災対策工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名業者の選定において、昨年の工事についても同様の選定方法であったのか。また、その際に本案件と同様にB等級業者3者とC等級業者を指名しているということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の工事についても、本案件と同様に旧西海地区のB等級業者3者と隣接する地区のC等級業者1者を指名している。本案件は設計金額3千万円未満のC等級対象工事であることから、まず、近接地区のC等級業者を選定し、残りの指名業者については、落石など緊急の対応を考慮し、現場に近い業者から選定している。

意見・質問	回 答
<p>7. 海保南菊（5）第1号 海岸護岸（その2）工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札率が低い要因は。 ・ 指名業者の選定に係る決定過程は適切であったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案件には4者から応札があり、適切に競争原理が働いたものと推測する。 ・ 愛南地方機関業者選定等検討委員会で審議のうえ決定した。

(問い合わせ先)

松山市一番町四丁目4-2 TEL 089-968-2294

愛媛県入札監視委員会事務局（県庁総務部行財政改革局行革分権課内）